

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

別表六の二(九)付表 令四・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・	法 人 名	()
各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)	1	円			円
					(5)のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る当期税額控除額 (5)と別表六の二(九)「6」のうち少ない金額)
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2				7
					(5)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る当期税額控除額 (((5)-(6))と別表六の二(九)「7」のうち少ない金額)
各連結法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	3				8
					税額控除割合が30%である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(6) \times \frac{(15)}{(3)}$
各連結法人の税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	4				9
					税額控除割合が25%である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(16)}{(4)}$
当 期 税 額 控 除 額 (別表六の二(九)「14」)	5				10
					(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $((5) - (6) - (7)) \times \frac{(1) - (15) - (16)}{(2) - (3) - (4)}$
					特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(8) + (9) + (10)$
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細					
旧措法第68条の9第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容			特別試験研究費の額	
12	13			14	
第1号・第2号・第3号				円	
第1号・第2号・第3号					
第1号・第2号・第3号					
第1号・第2号・第3号					
第1号・第2号・第3号					
計					
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額					15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額					16